

西脇市こども未来応援事業参画事業者募集要項

令和5年6月作成
福祉部こども政策課

子育て世帯の経済的負担を軽減することにより、児童生徒の学習環境を確保し、もって児童生徒の学習意欲の向上及び心身の健全な発達に寄与するために実施するこども未来応援事業（以下「事業」といいます。）に参画する事業者を募集します。

- 1 本募集要項における用語の意義は、次のとおりとします。
 - (1) サービス 学校の教育活動以外の場において提供される小学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第63号）、中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年文部科学省告示第73号）に定める学習指導又は文化・スポーツ活動及びこれらに準ずると市が認める学校外教育サービスをいいます。
 - (2) クーポン券 市が発行する証票で、参画事業者が行うサービスの提供を受ける際に使用できるものをいいます。
 - (3) 児童生徒 市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されている者であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校又は特別支援学校に在籍する小学校6年生から中学校3年生までの児童又は生徒をいいます。
 - (4) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に児童生徒を監護し、かつ、当該児童生徒と生計を同じくしているものをいいます。
 - (5) 利用者 クーポン券を使用してサービスの提供を受ける児童生徒をいいます。

2 事業概要

- (1) 助成対象者
市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されている保護者であって、次の各号のいずれかに該当するものとします。
 - ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者
 - イ 西脇市就学援助規則（平成17年西脇市教育委員会規則第15号）第7条第1項の規定により就学援助を受けている者
 - ウ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当の支給を受けている者
- (2) クーポン券の交付

助成対象者のうち、交付申請を行い、市からクーポン券の交付の決定を受けた者（以下「受給者」といいます。）に、クーポン券を交付します。

(3) クーポン券

ア 助成額

児童生徒1人当たり月額1万円とします。

イ 助成対象期間

クーポン券の交付の決定を受けた日の属する月の翌月から翌年度の7月31日（決定を受けた日の属する年度において中学校3年生の生徒である場合にあっては、当該年度の3月31日）とします。

ウ 交付方法

クーポン券1枚当たりの額面金額は、1,000円とします。

クーポン券10枚綴りを1冊とし、助成対象期間に係るクーポン券を一括交付します。

エ 使用上限額

児童生徒1人当たり月額1万円とします。

オ 事業者への支払

サービスの対価の全部又は一部としてクーポン券が使用された額を事業者を支払います。

カ 使用上の注意事項

(ア) クーポン券の再交付は行いません。

(イ) クーポン券の額面金額に満たない使用に対する釣銭は、支払えません。

(ウ) クーポン券を譲渡し、売買し、交換し又は担保に供し、若しくは偽りその他の不正な行為により使用することはできません。

3 参画事業者の登録申請

クーポン券を取り扱うには、サービスを提供する参画事業者の登録手続きが必要です。

助成対象者の利用希望がある場合に限り、西脇市外の教室及び事業所の登録申請を受け付けます。

(1) 登録の条件

次の全ての要件を満たしていることを登録の条件とします。

ア 西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例（令和元年西脇市条例第8号）の趣旨を尊重するとともに、児童生徒が夢を持って笑顔で健やかに成長することができるまちづくりの一翼を担う意思と意欲を持った事業者であること。

- イ 事業の趣旨及び目的に賛同し、児童生徒の学習意欲の向上及び心身の健全な発達に寄与する良質なサービスを提供している事業者であること。
- ウ クーポン券の不正使用を防止し、事業の適正な運営を担うとともに当該サービスの利用に際して児童生徒の安全・安心及び健全な育成に相応しい環境を確保している事業者であること。
- エ 児童生徒を対象とするサービスを有償で提供している実績を有している民間の事業者（法人、任意団体又は個人事業主）であること。
- オ 提供するサービスが、次のいずれかに該当する事業者であること。ただし、教材を販売するのみの通信教育サービスを除く。
- (ア) 教室型：特定の教室に児童生徒を集め、集団又は個別に学習指導等を行う事業者であること。
（例）学習塾など
- (イ) 訪問型：登録又は雇用した教師等を派遣し、児童生徒の自宅等に訪問して学習指導等を行う事業者であること（個人が自ら開業し保護者と直接契約する形態及び教師等を紹介し個人契約を斡旋する形態は含まない。ただし、所得税確定申告書又は個人事業の開業・廃業等届出書の写しが提出できる場合を除く。）。
（例）家庭教師など
- (ロ) 通信型：インターネットや郵便等の通信手段を用いて指導を行う法人事業者であること（教師等を紹介し、個人契約を斡旋する形態は含まない。）。
（例）オンライン学習塾など
- ※通信型においては、日本国内に事業所を有していること。
- カ 提供するサービスが、特定の個人や団体のみを対象とせず、広く参加を募っていること。
- キ サービスの対価として徴収する費用が、回数や時間数などの単位で明瞭に設定され、それが明示されていること。
- ク 名簿、出席記録等の記録が整備され、児童生徒の出欠、参加、指導履歴等の管理が適切に行われていること。また、家庭教師等の訪問によるサービス提供を行う事業者はこれらに加え、事業者と教師等が締結する契約書等の管理が適切に行われていること。
- ケ 代表者が明確であり、事業遂行能力が見込まれる事業者であること。
- コ 個人情報の保護について万全を期していること。
- サ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規

定に該当しないこと。

シ 政治活動（特定の政治思想を支持又は反対するために行われる活動及び特定の公職者若しくはその候補者又は政党を推薦、支持又は反対する活動）又は宗教活動（宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成する活動）を主たる目的としないこと。

ス 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が事業者の中にいないこと。

セ 公序良俗に反する活動をしていないこと。

ソ 受給者から徴収したサービスの対価を、企業会計原則に基づき経理処理を行い、税法上の税務申告を行っていること。

タ 西脇市こども未来応援事業実施規程（令和5年西脇市告示第155号。以下「事業実施規程」といいます。）及び本募集要項並びに関係法令を遵守すること。

(2) 登録申請書類

同一事業者で複数の教室を登録する場合は、それぞれ登録申請書類を提出してください。ただし、追加で登録する場合は、④以降の書類は不要です。

法人	①	西脇市こども未来応援事業参画事業者登録申請書（様式第1号）
	②	参画事業者登録申請書 補足書類
	③	サービス内容及び費用が記載された文書（チラシ・パンフレット等）
	④	法人の登記簿謄本又は登記事項証明書 【写し可／発行後3箇月以内のもの】

任意団体	①	西脇市こども未来応援事業参画事業者登録申請書（様式第1号）
	②	参画事業者登録申請書 補足書類
	③	サービス内容及び費用が記載された文書（チラシ・パンフレット等）
	④	団体の規約等
	⑤	役員名簿
	⑥	直近の法人税納税証明書その2 ただし、事業開始後1事業年度未満等の理由で、法人税納税証明書その2の提出が困難な場合は、次の書類を提出

	<ul style="list-style-type: none"> ・収益事業開始届出書の写し（所轄税務署の受付印のあるもの） ・その他市がサービスの実態を確認できると認められた書類
--	--

個人	①	西脇市こども未来応援事業参画事業者登録申請書（様式第1号）
	②	参画事業者登録申請書 補足書類
	③	サービス内容及び費用が記載された文書（チラシ・パンフレット）
	④	<p>直近の所得税確定申告書の写し（第一表と第二表（控）の写し）</p> <p>※納税手続を e-Taxで行っている場合：受付日時・受付番号が記載されているもの</p> <p>※納税手続を税務署で行っている場合：所轄税務署の受付印のあるもの</p> <p>ただし、事業開始後1事業年度未満等の理由で、所得税確定申告書の写しの提出が困難な場合は、次の書類を提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業の開業・廃業等届出書の写し（所轄税務署の受付印のあるもの） ・その他市がサービスの実態を確認できると認められた書類

※提出書類にマイナンバーが記載されている場合は、判別できないようにしたうえで提出してください。

(3) 提出方法

登録申請を行う場合は、次の送付先に上記登録申請書類を送付又は持参してください。送付の際は、登録申請書類には重要書類が含まれるため、簡易書留等の配達確認が取れる方法で送付してください。

<p>送付先</p> <p>〒677-8511 西脇市下戸田 128番地の1</p> <p>西脇市役所 福祉部こども政策課 宛</p> <p>※封筒には「こども未来応援事業参画事業者登録申請書」在中と記載してください。</p>

(4) 提出に関する注意事項

登録申請書類の記入等に関する質問又は相談は、西脇市福祉部こども政策課へお問い合わせください。

登録申請書類に不備、不足等がある場合、登録の審査に時間を要することがあるため、十分に確認の上、提出してください。

問合せ先

西脇市福祉部 こども政策課 ☎ 0795-22-3111（内線1180・1181）

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）を除く、8時30分から17時15分まで

※登録申請書類は、市ホームページからダウンロードできます。

(5) 登録申請からサービス提供まで

登録申請は随時受け付けています。

毎月10日（必着）までに登録申請を行い、登録決定された場合は、登録決定月の翌月の利用分からクーポン券を取り扱うことができます。

また、**登録申請書到着日より2週間から3週間程度**で、「西脇市こども未来応援事業参画事業者登録決定（却下）通知書（様式第2号）」を送付します（取扱開始月は、登録決定通知書に記載しています。）。

ただし、書類に不備、不足等がある場合や、「4(1)登録申請時の調査」を行う場合は、この限りではありません

4 訪問調査の実施

(1) 登録申請時の調査

市は、登録申請書類の受付後、登録申請書記載内容等の確認のため、事業者がサービスを提供する場所等を訪問し、必要な調査を行うことがあります。

(2) 登録後の調査

市は必要に応じて、参画事業者に対して、利用者のサービスの利用状況、参画事業者が利用者に提供しているサービスの内容の確認又は本事業の改善、効果の測定のため、参画事業者がサービスを提供している教室等を訪問し、必要な調査を行うことがあります。

本調査のため、市は参画事業者に対して、受給者及び利用者の名簿、サービス申込書、その他資料の閲覧及び提出を求めることがあります。

※ 登録申請を行う事業者及び参画事業者は、上記調査に協力しなければなりません。

5 参画事業者の登録

登録申請書類等により登録の審査を行い、「西脇市こども未来応援事業参画事業者登録決定（却下）通知書（様式第2号）」により

通知するものとします。登録された参画事業者の情報は、受給者及び利用者に周知する参画事業者リスト等に掲載します。

(1) 登録事項の変更届出等

登録事項を変更する場合は、あらかじめ「西脇市こども未来応援事業参画事業者登録内容変更届（様式第3号）」を提出してください。

届出がなかったことにより、市からの通知、送付書類、振込金その他が延着又は不到着となっても、通常到着すべきときに参画事業者に到着したものとみなします。また、この場合において、市からの通知、送付書類、振込金等の受領に関し、参画事業者と第三者との間で紛争が生じた場合、参画事業者は自らの責任において解決するものとし、市の責によらずに延着又は不到着の事態が生じた場合も同様とします。

参画事業者としての登録を抹消する場合は、あらかじめ「西脇市こども未来応援事業参画事業者登録抹消届（様式第4号）」を提出してください。

(2) 登録を認めない場合

市は、参画を希望する事業者が次のいずれかに該当する場合は、参画事業者としての登録を認めないものとし、「西脇市こども未来応援事業参画事業者登録決定（却下）通知書（様式第2号）」により、その旨を通知します。

ア 登録申請書類の内容に虚偽、その他不実記載が認められたとき。

イ 登録申請書類に記載漏れ、その他の不備が認められたとき。

ウ 事業実施規程、本募集要項に違反したとき（過去に違反した場合を含む。）。

エ 事業実施規程、本募集要項に定める条件を満たさないとき。

オ 「4 訪問調査の実施」に規定する調査実施の結果、「3 (1) 登録の条件」を満たしていない場合や登録申請を行う事業者及び参画事業者（その関係者を含む。）による次の行為が確認されたとき。

(ア) 脅迫的言動、暴力行為、他人の名誉・信用に対する毀損行為

(イ) 偽計又は威力を用いた業務妨害行為

(ウ) 不当要求行為

(3) その他

参画事業者としての登録は、市が当該参画事業者の提供するサービスの内容、安全性その他品質を保証したものではなく、参画

事業者は受給者及び利用者に対して、市がそれらを保証したと誤認させるような方法で広告宣伝、取引の誘導を行うことはできません。

6 登録の期間

登録の期間は、「西脇市こども未来応援事業参画事業者登録決定（却下）通知書（様式第2号）」に記載のこども未来応援クーポン券取扱開始月から翌年度7月末までとします。

ただし、満了日から起算して2箇月前までに市より本事業を終了させる旨の通知がない場合は、さらに1年間、登録の期間を延長するものとし、それ以後も同様とします。

7 参画事業者の登録の取消し

(1) 登録の取消し

参画事業者が、次のいずれかの事由に該当するときは、市は参画事業者に対し「西脇市こども未来応援事業参画事業者登録取消通知書（様式第5号）」をもって、直ちに参画事業者としての登録を取り消すことができるものとし、

なお、これにより市に損害が生じた場合、参画事業者は当該損害を賠償しなければなりません。

ア 登録申請書類の記載事項又は「5参画事業者の登録」に示す変更届等で届出事項を偽って記載したことが判明したとき。

イ 「3参画事業者の登録申請」に定める登録の条件を満たさなくなったとき。

ウ 政治教育（特定の政治思想を支持又は反対するために行われる教育及び特定の公職者若しくはその候補者又は政党を推薦、支持又は反対する教育）又は宗教教育（宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成する教育）を行い、クーポン券によりそのサービスの対価の支払を受けたとき。

エ 参画事業者の代表者若しくはその従業員等、その他参画事業者の関係者が割賦販売法（昭和36年法律第159号）、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）、消費者契約法（平成12年法律第61号）その他の法令、条例等に違反したとき、又は行政、司法当局より指導、注意、勧告、命令、処分等を受け、市が登録の取消しが相当と判断したとき。

オ 監督官庁から営業の停止又は取消しの処分を受けたとき。

カ 「5参画事業者の登録」に反し、変更届等の必要な書類の提出を怠り、相当期間を定めて勧告したにもかかわらず当該書類を提出しないとき。

キ 「12クーポン券の使用」に反し、市に対する義務の履行を怠り、相当期間を定めて勧告したにもかかわらず当該義務の履行をしないとき。

ク 「16地位の譲渡・債権の譲渡の禁止」に反し、参画事業者の地位を第三者に譲渡したとき。

ケ 受給者等からの苦情、その他外部から得た情報等をもとに、市が参画事業者として不適当と認めたとき。

コ 参画事業者が登録された所在地に実在しないとき、又は登録された連絡先に市から連絡できないとき。

サ 参画事業者が行うクーポン券の使用に係る請求に疑義があり、市が参画事業者として不適当と認めたとき。

シ 参画事業者が受給者の換金行為に加担するなど、不適切な受給者等へのサービス提供を行っているときと市が判断したとき。

ス 参画事業者の故意、過失の有無にかかわらず、「17個人情報の保護等」に示す個人情報が第三者に提供、開示され若しくは漏洩する事故が生じたときと市が判断したとき。

セ 参画事業者が提供したサービスにおいて事故等が発生し、受給者、利用者又は第三者に重大な損害を与えたとき。

ソ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が参画事業者の中に存在すると判明したとき。

タ 参画事業者（参画事業者の代表者その他参画事業者の経営に実質的に関与している代表者以外の個人を含む。）が、自ら又は第三者を利用して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき、若しくは、風説を流布し、偽計又は威力を用いて市の信用を毀損し、又は市の業務を妨害したとき、その他これらに類する事態が生じたとき。

チ その他事業実施規程及び本募集要項に違反したとき。

(2) 登録取消し後の処理

参画事業者は、登録取消し後、直ちに、参画事業者の負担において参画事業者であることを前提とした広告宣伝、取引申込の誘引行為を中止しなければなりません。

また、登録取消し後に受給者よりクーポン券の使用の申込みがあった場合には、これを拒絶するとともに、当該受給者に対して参画事業者としての登録が取り消された旨を告知しなければなりません。

8 参画事業者情報の公開

市は、参画事業者の名称、登録教室名、教室所在地、連絡先、サ

ービス内容、サービス費用等の情報を、書面又はホームページにおいて公開することができるものとします。

9 クーポン券の有効性の確認

- (1) 参画事業者は、利用者又は受給者からクーポン券を受け取る際、善良な管理者の注意をもって、クーポン券の有効性を確認しなければなりません。
- (2) クーポン券の偽造、変造、その他不正使用により生じた損害について、市はこれを賠償する責を負いません。
- (3) (2)に該当する場合、市は「14クーポン券の使用に係る請求」に定める参画事業者への支払について、支払の留保又は取消しをすることができるものとします。

10 クーポン券の無効及び受給者の資格喪失

市は、クーポン券の偽造、変造、紛失、その他クーポン券の適正な使用を妨げる事案が生じた場合、特定のクーポン券を無効にすることができるものとします。また、受給者が事業実施規程に規定する要件に該当しなくなった場合、市は受給者としての資格を喪失させることができることとします。

11 クーポン券の偽造、変造への対処

- (1) クーポン券の偽造、変造が発覚した場合、市は参画事業者に書面にて連絡することとし、その書面到着以降、参画事業者はより厳重な注意をもってクーポン券の有効性を確認しなければなりません。
- (2) 参画事業者はクーポン券の偽造、変造を発見した場合、速やかに市にその旨を連絡するとともにその流通防止に協力しなければなりません。

12 クーポン券の使用

- (1) 参画事業者は、受給者からクーポン券の使用を求められた場合、「15クーポン券の使用の拒否」に定める場合のほかは、合理的な理由なくクーポン券の使用を拒否してはなりません。
- (2) 参画事業者は「15クーポン券の使用の拒否」に定める理由でクーポン券の使用を拒否した場合、速やかに市にその旨及びその理由を報告しなければなりません。
- (3) 参画事業者が提供するサービスは、クーポン券を使用する利用者以外の児童生徒に提供するサービスと同一の内容とします。
- (4) 参画事業者が提供するサービスは、事業の利用者のみを対象と

するものではなく、広く利用を募っていることが必要です。

- (5) 参画事業者がクーポン券を使用する利用者に提供するサービスに係る料金は、クーポン券を使用しない児童生徒に同一のサービスを提供する場合における料金と同一の設定である必要があり、クーポン券を使用する利用者に対してのみ手数料等を上乘せすることは認められません。

13 クーポン券の使用範囲

(1) クーポン券を使用できる費用

クーポン券を使用することができる費用は、次のとおりとします。

ア 入会金その他サービスの提供を受けるための初期費用

イ 月謝その他サービスの対価として支払う費用

ウ 教材、ユニフォームその他サービスを利用するために必要な物品等で参画事業者を支払う費用（サービスの利用に付随しない物品等の費用及び参画事業者以外の事業者等に支払われる物品等の費用は含まない。）

(2) クーポン券を使用できない費用

次の費用にクーポン券を使用することはできません。

ア 参画事業者以外の事業者を支払うべき費用

イ サービスを利用するために必要でない物品の費用

ウ 参画事業者が提供したサービスの費用のうち、事業実施規程又は本募集要項が定めるサービス以外の費用

エ その他市が不相当と認める費用

14 クーポン券の使用に係る請求

参画事業者は、次の手順によりクーポン券の使用に係る請求を行うこととします。

(1) 請求手続

ア 参画事業者は、利用者又は受給者からクーポン券を受領した場合、利用者の氏名及び住所の記載があることを確認し保管します。

イ 参画事業者はクーポン券の裏面に事業者番号及び事業者名を記入し、月ごとに取りまとめ、事業実施規程に定める西脇市こども未来応援事業実績報告書に西脇市こども未来応援事業請求書及び当該請求に係るクーポン券を添えて、サービスを提供した月の翌月15日までに市に提出してください。

ウ 市は、イで提出されたクーポン券を確認し、不正な行為による使用でないこと等を確認します。

※ 上記確認の結果、クーポン券及びそれに付随する伝票、請求書等に不備等を発見した場合、市は当該参画事業者に対する支払を留保することができるものとします。

エ 市は、ウにより確認を行った結果、請求額が適正であると認められる場合は、提出後45日以内に参画事業者に対して支払を行います。

(2) 支払の取消し

市は、参画事業者が次のいずれかに該当するときは、参画事業者に対し、クーポン券の使用に係る請求の支払を行わないものとします。また、これらの費用が支払済みの場合には、参画事業者は、市からの請求があり次第、直ちに返還しなければなりません。

ア 「17個人情報保護等」に示す個人情報に関わる事故が発生した疑いがあるとき。

イ 「7参画事業者の登録の取消し」のいずれかに該当する疑いがあるとき。

ウ 参画事業者においてクーポン券の不正取扱があったとき、又は不正取扱をした疑いがあるとき。

エ 参画事業者が行ったクーポン券の使用に係る請求が正当なものでないとき、又は請求書等記載内容に不実不備があるとき。

オ 「10クーポン券の無効及び受給者の資格喪失」、「15クーポン券の使用の拒否」に反して、利用者にサービスを提供し、クーポン券によりそのサービスの対価の支払を受けたとき。

カ 参画事業者の事情により、利用者に対するサービスの提供が困難になったとき。

キ 「7参画事業者の登録の取消し」により参画事業者の登録を取り消した日以後に、利用者にサービスを提供し、クーポン券によりそのサービスの対価の支払を受けたとき。

ク その他利用者へのサービスの提供が事業実施規程及び本募集要項のいずれかに違反して行われていることが判明したとき。

(3) 支払の留保

市は、次のいずれかの事由に該当したときは、当該事由が解消するまでの間、当該事由発生日以後、市が支払うべき金額の全部又は一部の支払を留保することができるものとします。

ア 参画事業者が行ったクーポン券の使用に係る請求に疑義があると市が判断したとき。

イ 参画事業者が「7参画事業者の登録の取消し」に掲げる事由に該当したとき、又は該当するおそれがあると市が認めたとき。

ウ 参画事業者が行った利用者へのサービスの提供について、「14(2)支払の取消し」のいずれかに該当するか、又はそのおそ

れがあると市が認めたとき。

※ 支払留保後に当該留保事由が解消し、市が当該留保金の全部又は一部の支払を相当と認めた場合には、市は参画事業者に対し、当該金員を支払うものとします。なお、この場合、市は参画事業者に対し、遅延損害金、損害賠償金等一切の支払義務を負わないものとします。

15 クーポン券の使用の拒否

参画事業者は、次のいずれかに該当するときは、クーポン券の使用を拒否するとともに、直ちに市に連絡し、市の指示に従うものとします。

- (1) 明らかに偽造、変造と判断できるクーポン券の提示を受けたとき。
- (2) クーポン券を提示する者が明らかに不審であると思われたとき。
- (3) その他クーポン券の使用等について不審があると思われたとき。

16 地位の譲渡・債権の譲渡の禁止

参画事業者は、参画事業者としての地位を第三者に譲渡したり、参画事業者の市に対する債権を第三者に譲渡、質入等をしたりすることはできません。

17 個人情報保護等

参画事業者は、次に定めるとおり、受給者及び利用者の個人情報を保護しなければなりません。

- (1) 参画事業者は、利用者へのサービス提供を行う上で、知り得た受給者及び利用者に関する個人情報を厳重に保管し、法令等に基づき請求された場合を除き、市の書面による事前の同意を得ることなく第三者に提供、開示又は漏えいしてはならない。
- (2) 個人情報を利用者サービスを提供する目的以外の目的に利用してはならず、利用目的が終了次第、速やかに参画事業者の責任において当該個人情報を破棄又は消去しなければならない。
- (3) 参画事業者は、自らの権利において、個人情報を第三者に閲覧・改ざん・破棄されることがないように必要な措置を講じて保管、管理しなければならない。
- (4) 参画事業者は、故意・過失の有無にかかわらず、個人情報が第三者に提供、開示され、若しくは漏えいする事故が生じた可能性がある場合、直ちにその旨を市に報告しなければならない。
- (5) 市は、参画事業者に(4)の事故が発生したと判断する合理的な理由がある場合、参画事業者に対して事故事実の有無、可能性の状

況、その他の報告を求める等必要な調査を行うことができ、参画事業者はこれに応じなければならない。

- (6) 参画事業者は、(4)の事故が発生した場合、その原因を詳細に調査の上、被害拡大の防止策及び有効かつ十分な再発防止策を講じるとともに、その内容を市に報告しなければならない。
- (7) (6)の調査及び再発防止策は、参画事業者の負担にて行うものとする。
- (8) 参画事業者の責に帰すべき事由により、(4)の事故が生じた結果、利用者、受給者、市又は第三者に損害が生じた場合、参画事業者は当該損害につき賠償する義務を負う。
- (9) 参画事業者は、個人情報の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失等の防止その他個人情報等の保護に必要な措置等を講じなければならない。
- (10) 参画事業者は、自己の従事者その他関係者について、個人情報保護等の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。
- (11) 本募集要項に定める個人情報に関する義務は、本事業の終了後においてもその効力を有するものとする。

18 利用者等との紛議等の解決

- (1) 参画事業者は、サービスの内容、勧誘方法、公告方法、提供方法、その他の事由により利用者、受給者又は第三者から苦情、要請、相談等があった場合、又はこれらにより利用者、受給者又は第三者との間で紛議等が生じた場合、参画事業者の責任において、解決にあたらなければなりません。
- (2) 参画事業者は、サービスの提供において、事故等が発生し、利用者、受給者又は第三者に損害を与えた場合、参画事業者の責任において解決するものとします。
- (3) (1)及び(2)の場合、市は一切の責任を負わないものとします。

19 損害賠償責任

参画事業者が事業実施規程及び本募集要項に違反した結果、市又はその他の第三者に損害が生じた場合、参画事業者は当該損害につき賠償する義務を負うものとします。